石川小学校「いじめ防止基本方針」

石川町立石川小学校

１．いじめの防止等の取組に関する基本理念について

いじめは、全ての児童に関係する問題であり、いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。また、いじめの防止等にあたっては、「いじめは人間として絶対に許されない」という強い認識のもと、「どの学校、どの子にも起こりうる」という危機意識を持つとともに、「いじめられている子を最後まで守り抜く」という強い信念を持ち対応に当たるものとする。

２．いじめの防止に向けた学校組織体制について

（１）いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」

（２）いじめ防止基本方針の策定と組織等の設置

ア、「学校いじめ防止基本方針」の策定

いじめ防止対策推進法の趣旨を踏まえ、本校におけるいじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に進めるため「石川小学校いじめ防止基本方針」を定める。

イ、「校内いじめ防止委員会」の設置

いじめの未然防止及び早期発見・早期対応の取組を実効的に行うために、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年代表、養護教諭、特別支援教育コーディネーター等で構成する「校内生徒指導委員会兼校内いじめ防止委員会」を設置し、年５回定期的に開催する。

ウ、学校の取組状況の評価と検証

「校内いじめ問題対策委員会」において、学校基本方針に基づくいじめ問題への取組状況を評価するとともに、いじめ問題への効果的な対策が講じられているかどうかを検証し、検証の結果を指導の改善に生かすようにする。

エ、関係機関との連携

いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談するものや直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。そのため、日常的に所轄の警察署等と連携していくこととする。また、いじめの防止等のための対策が関係者の連携のもと適切に行われるよう、石川町教育委員会との連携や関係機関との連携、関係会議等への参加や担当窓口の明確化等を引き続き行い連携・強化に努める。

オ、適切な学校評価

学校評価については、国の「学校評価ガイドライン」を参考に、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃からの児童理解、未然防止や早期発見早期対応の取組、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等の評価項目を作成し、アンケート調

査等により行い、その結果を以後の取組に生かす。なお、いじめの取組に関する評価は、「校内いじめ防止委員会」において行う。

３．いじめの防止のための具体的取組について

（１）いじめを生まない教育活動の推進

ア、人間関係スキル育成の取組の推進

① ソーシャル・スキル・トレーニングを取り入れた授業

② 学校とＰＴＡが連携した「いしかわの時間」の取組

イ、生命尊重や思いやりの心を育てる道徳教育の推進

① 生命尊重・思いやりの心を重点とした道徳の時間の実施

② 心のノートの活用

ウ、基本的生活習慣や規範意識の育成

① いしかわの時間の取り組みの徹底

② 「月のめあて」の徹底

エ、いじめ問題を解決できる学級・学年集団づくりの推進

① 学級活動における話合い活動の充実

② 集団の目標を目指す活動の実施

オ、児童の自治活動の推進

① 児童会における全校活動の取組の実施

② ボランティア活動の推進

カ、児童の連帯感や存在感を高める体験活動の推進

① 地域と連携した体験活動の実施

② 総合的な学習の時間における郷土学習「ふるさとの時間」の実施

（２）いじめの早期発見

ア、いじめ問題に対する学校の取組の充実を求めるため、石川町教育委員会作成の「いじめの早期発見・早期対応の手引」の活用を図る。

イ、「いじめに特化した無記名アンケート」（学期に１回）及び「いじめに関する項目が入ったアンケート（学校生活アンケート）」（月１回）を実施する。

ウ、児童や保護者等がいじめに係る不安や悩み等の相談を行うことができるように、教育相談週間（１２月）を設けるとともに、養護教諭等による相談窓口を周知し、いつでも相談できる体制を整える。また、必要に応じてスクールカウンセラーを活用し、いじめ早期発見体制の充実に努める。

オ、「教師用チェックリスト」を活用したり、帰りの会等でミニ報告・相談会を位置付けたりして、担任がいじめの有無を把握し、早期発見に努める。

（３）いじめの早期対応

ア、いじめを発見した場合及びいじめに係る相談を受けた場合は、「校内いじめ防止委員会」に報告し、速やかに事実の有無の確認を組織的に行うとともに、その結果を教育委員会に報告する。

イ、いじめの事実が確認された場合は、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を最優先に考えるとともに、いじめを受けた児童・保護者への支援といじめ

を行った児童への指導と保護者への助言を継続的に行う。また、必要に応じ、スクールカウンセラーによるカウンセリング等を行い、いじめを受けた児童の心のケアに努める。

ウ．学校でいじめの事実が確認された場合において、必要があると認めるときは、いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるようにするために、いじめを行った児童に対して教室以外の場所において学習を行わせる等の措置を講ずる。

エ、学校は、いじめの関係者間における争いが起きることがないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための措置を講ずる。

オ、学校は、いじめが犯罪行為として扱われるべきものであると認めるときは、教育委員会及び所轄警察署と連携して対処する。

（４）ネット上のいじめへの対応

ア、ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、保護者との連携のもと、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講ずる。

イ、具体的な対応に当たっては、必要に応じて法務局に協力を求めたり、児童の生命、身体等に重大な被害が生じる恐れがあるときは、所轄警察署に通報し、適切な援助を求めたりするなどの措置をとる。

ウ、家庭におけるネットいじめへの理解や早期発見・早期対応のために、ネット上のいじめ防止及び対応に関するおたよりを配付したり、情報モラル教室を開催したりすることで意識の啓蒙を図る。

（５）教員研修の充実

ア、年度当初に、「いじめの早期発見・早期対応の手引」等を活用しながら、いじめの早期発見・早期対応に関する研修会を実施し、教員間の共通理解を図る。

イ、夏季休業期間等において、いじめ問題に関する事例研究や児童理解の深化を図る研修等を実施するとともに、スクールカウンセラー等の専門家を講師に招聘し、教職員の実践的指導力の向上を図る。

ウ、「いじめの早期発見・早期対応の手引」の「教師自らを振り返るポイント」を活用して、いじめを見逃さないための教員自らの感性を豊かにするための自己評価を定期的に実施する。

エ、授業評価等を活用して、自らの言動が児童生徒にどのように受け止められているかを客観的に捉え直す機会を位置づける。

オ、教員と児童・保護者の信頼関係づくりや児童・保護者対応の在り方に関する研修を実施する。

（６）保護者・地域等への働きかけ

ア、保護者及び家庭における子どもの規範意識の育成を支援するために、いじめに関する資料（リーフレット、おたより）や相談窓口を周知するおたより等を配付したり、石川町教育相談窓口を周知したりして家庭への支援を継続し、啓発活動を推進する。

イ、家庭におけるインターネットを通じて行われるいじめへの理解や早期発見の促進のために、情報モラル教室を開催したり、資料を配付したりして、インターネットを通じて行われるいじめの内容の周知に努める。

ウ、石川町ＰＴＡ連絡協議会がよびかける「いしかわの時間」の推進を図り、地域や家

庭に対して、健全な家庭生活といじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校だよりなどを通じて、家庭との緊密な連携協力を進める。

４．重大事態への対処について

いじめにより、児童の生命・心身等に重大な被害が生じた疑いや相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

（１）重大事態が発生した場合、直ちに事態発生について町教育委員会に報告する。

（２）町教育委員会と調査主体や調査組織について協議した上で、当該事案へ対処する組織を設置する。

（３）上記組織を中心として、当該事案についての客観的な事実関係及び再発防止のための調査を行う。

（４）いじめられた児童又は保護者の希望により、並行して町長及び町教育委員会による調査を実施する場合には、各調査主体が密接に連携し、調査対象となる児童への心理的な負担を考慮しながら調査を実施するものとする。

（５）学校が調査主体とならなかった場合、学校は当該事案に関する資料を提供するなど、積極的に調査に協力するものとする。

（６）当該事案に係る調査結果については、いじめを受けた児童及び保護者に対し、当該調査に係る事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

５．石川小学校「いじめ防止委員会」の組織メンバー

〇委 員 長：生徒指導主事

〇副委員長：教頭

〇委　　員：教務主任、研修主任、学年代表、養護教諭、特別支援教育コーディネーター等

※「校内生徒指導委員会兼校内いじめ防止委員会」を設置する。